

岐阜県の未解放部落（その3）

—歴史と現状—

木 戸 季 市

The History and Present Conditions of Buraku in Gifu Prefecture (Part 3)

Sueichi Kido

目 次

はじめに

1. 部落問題とは何かをめぐって
 - イ. 同和対策審議会答申
 - ロ. いわゆる「朝田理論」
 - ハ. 国民融合理論
 - ニ. 小 結
2. 岐阜県における解放運動のあゆみ
 - イ. 戦前の岐阜県の解放運動 以上前号
 - ロ. 戦後の解放運動の概観
 - ハ. 戦後岐阜県の解放運動（1945～1961） 以上本号
 - ニ. 戦後岐阜県の解放運動（1962～1974） 以下次号
 - ホ. 解放運動の現況
3. 岐阜県部落の歴史と現状
4. 岐阜県の同和行政

む す び

2. 岐阜県における解放運動の歩み

口. 戦後解放運動の概観

敗戦の1945年から今日までの部落解放運動は、全国規模でみた場合、大きく三つの時期にわけられると考える。第一の時期は、1946年の部落解放全国委員会が結成され、解放委員会の名で解放運動がすすめられた、ほぼ10年の間である。第二の時期は、1955年の第10回部落解放全国委員会大会で名称が部落解放同盟に改められてから、ほぼ15年にわたる間である。第3の時期は、1970年の部落解放同盟の全国的な分裂、部落解放同盟正常化全国連絡会議の結成から今日にいたる10年余の間である。

1946（昭和21）年2月19日、部落解放全国委員会が結成された。戦後の部落解放運動は、ここに新しい出発をみたのであった¹⁴⁾。

この部落解放全国委員会の結成は、その招集状が「全国水平社」の名で出されていたことでも明らかなように、戦前の水平社運動の伝統を継承しようとするものであった。しかし、同時に、呼びかけ人には戦前の水平社の運動の指導者であった松本治一郎、北原泰作に並んで融和運動左派の指導者であった山本政夫、梅原真隆、武内了温が名を連ねていた。部落解放全国委員会は、全国水平社の伝統を受けつぎながらも、より広い部落解放運動の指導者を結集した解放運動を目指して結成されたのである。そこには、敗戦後の「民主化」と民主戦線運動の高揚の影響がある。

さらに新憲法の発布は、部落解放運動にとっても、画期をなすものと受けとめられた。1946年12月15日、東京で開かれた部落解放緊急全国大会の宣言は、「新憲法の制度によって封建的特權的身分たる貴族制度は廃止され、すべての国民は平等と権利と自由とを保障されたのである。このことは、われわれの勝利であり、解放への大きな前進である。」と述べている¹⁵⁾。しかし、憲法の精神が現実の社会で具体化されないかぎり、解放はないとして「奪われた部落の産業を奪還し復興せよ！ 封建的、奴れい的生活状態より部落民衆を解放せよ！ 民主政権の樹立による部落民衆の解放！」をスローガンに掲げて全国委員会は運動をすすめていった¹⁶⁾。

1949（昭和24）年1月25日、吉田内閣は、部落解放全国委員会松本治一郎委員長ら10名の関係者を、戦犯として公職追放した。松本追放の報は、部落住民だけでなく、多くの国民の怒りをまきおこし、追放取り消しまで2年半のはげしい追放反対闘争がくりひろげられる。この闘争を指導したのは、委員長欠員の中で書記長に就任した北原泰作であった¹⁷⁾。

部落産業の復興、住民生活の向上、民主政権の樹立のための民主戦線への参加、松本追放反対闘争をすすめた解放委員会であったが、委員会そのものに重大な問題点があった。それは、部落解放委員会は、「部落大衆の持つ多種多様な要求闘争をば政治的に揚め地域的に組織指導する恒常的組織体¹⁸⁾」「解放闘争を組織し遂行する中核としての任務をもつグループであって、大衆団体ではない¹⁹⁾」という、組織の性格づけである。これでは、解放運動指導者の運動になりえても、眞の部落大衆、国民の運動にはなりえない。この間の解放運動は、この傾向を強くもっていたのである。

この傾向に反省を迫り、第一の時期の大闘争となったのが、1951年に起った「オールロマンス事件」を契機にすすめられた差別行政反対闘争であった²⁰⁾。この差別行政反対闘争は「(1)部落の低位で劣悪な生活のなかに歴史的、社会的に形成されてきた身分的差別の実態を確認し、それを社会的に承認させた、(2)部落問題を解決していくうえでの行政の責任と役割を明らかにした、(3)部落住民の生活要求に根ざす闘争を部落解放運動の基本路線として確立した²¹⁾」という成果をおさめた。1952（昭和27）年の第7回大会では、従来の解放委員会の性格規定を反省し、委員会は、「大衆団体」であることを明示した。さらに、1955（昭和30）年に開かれた第10回大会において、部落解放全国委員会の名称は適当ではない、名称を部落解放同盟に変更したいとの提案がなされた。大会では種々論議されたが「部落解放委員会という名まえは、いままでから、何かえらい人の集まりか、精銳主義のグループのように、誤解され、部落大衆にはナジミにくい名まえであったことは経験ずみである。…十年の闘いの歴史の上に立って、より戦線の巾をひろげ、三百万兄弟の統一と団結をはかるための第一歩をふみ出すために、名実ともに大衆組織として性格をはっきりさせよ²²⁾」という意見が大勢を占め、名称変更は了承さ

れた。ここに部落解放同盟が新に発足し、戦後第二の時期がはじまったのである。

「オールロマンス」事件以後、各地において、差別行政反対闘争が、地方自治体を対象として、活発に行なわれた。この闘いは、それぞれ一定の成果を収めながらも、限界に突きあたってきた。それは、政府に部落問題解決のための施策がなかったための限界でもあった。1957（昭和32）年の第12回大会ではこの点を反省し、対政府に部落問題解決のための国策樹立の運動をすすめることを決定した。1958年から1960年にかけて、国策樹立の大運動は展開された。この1958年から60年という時期は、同時に勤評闘争、三井三池闘争、安保闘争と戦後民主主義が危機にさらされる一方、それに反対する民主運動が高揚した時期でもあった。部落解放同盟は、これらの諸運動に参加しその一翼を担い、かつ国策樹立大運動を展開して、その力量をひろく国民に認めさせていったのである。

こうした運動の高揚の中で、1960（昭和35）年、部落解放同盟は、その新しい綱領を決定する。この綱領について、馬原鉄男氏は、積極的意義として六点、弱点として三点をあげている²³⁾。積極的意義の一は、「部落差別の本質を、部落住民にたいする就職・居住・結婚等の市民的権利や自由の侵害の問題として規定していることである。」その二は、「戦後なお部落差別を残存せしめている根拠を、米日独占の政治的利用にもとめ、戦後長い間つづいてきた論争に終止符をうつしたことである。」その三は「部落問題の解決を民主主義の課題としてとらえる立場が明快に導き出されている」ことである。その四是、「わが国の民主主義運動における部落解放運動の位置づけを『平和と独立と民主主義のための広範な国民運動の一環であり、そのための統一戦線の一翼』と規定している点である。」その五は、部落解放同盟の組織と運動の性格、主体を「部落解放運動は全部落民を包含するものであるが、その中心となるものは部落の労働者、農・漁民である」としたことである。その六は部落の解放は、「日本の真の民主化が達成されたときはじめて達成される」と、その展望を示したことである。

弱点の一は、「新綱領決定に至るまでの論争をとおして、敗戦と戦後改革を画期とする戦前・戦後社会との間に経済・政治・社会構造のうえで質的な変化があったことを明らかにしてきたにもかかわらず、綱領ではそれを単に支配階級の交替という側面だけでとらえ、戦後社会のもとで新しく切りひらくれてきた部落解放への有利な条件を十分に把握し切っていない」という点である。」その二は、「部落解放運動固有の任務についての規定が欠落していることである。」その三は、「政党支持自由の原則を排除している点である。」

新綱領の決定は、解放運動に一画期をなすものであったが、この1960年は、また別の意味で注目すべき年であった。

その一は、政府に同和対策審議会を設置することが決定されたことである。これは、国策樹立運動の成果である。と同時に、高揚する部落解放運動に対する政府の含みをもった対応であった。同和対策審議会は、1964（昭和39）年8月答申。さらに1969（昭和49）年の同和対策事業特別措置法の制定へとつながっていく。

その二は、5月に全日本同和会が結成されたことである。全日本同和会の結成は、柳井政雄、山本政夫ら、戦前融和運動を行なっていた人びとが中心になって行なわれたものであった。しかしこの同和会の結成を、その背後で強力に推進していたのは、自民党であった²⁴⁾。

こうして1960年に部落解放運動は、部落解放同盟と全日本同和会の保革二つの組織・潮流にわかれることになったのである。

さらに、新綱領の決定に対して、解放同盟内部に、強い不満を持つ指導者がいた。朝田善之助を先頭にする指導者であった。朝田は、新綱領決定翌年の1961年から反撃をはじめ、いわゆる「輪田理論」を運動に強制し、それに反対する人びとを、解放同盟から排除していく動きを強めていくことになるのである。

この間、部落解放同盟は1962年には全日自労の失対打切り闘争、1963年からは教職員組合との就職差別反対闘争など共同闘争を展開していくのではあるが、その内部では、朝田善之助の指導による「部落民以外は差別者」であるという部落排外主義の傾向が強まっていくのである。

そして、1966（昭和41）年、解同本部は京都府連を排除し、さらに1969（昭和44）年には矢田事件をおこす。この矢田事件を機に、解同本部（朝田派）に反対する岡山、山口、広島、大阪の府県連を排除し、部落解放運動に分裂と混乱を生み出していったのである。こうして、戦後部落解放運動の第二期の時代はおわる。

ハ. 戦後岐阜県の解放運動（1945～1961）

岐阜県における戦後の部落解放運動史の時期区分は、全国の時期区分とはちがって、つぎのようにわけた方がよいと考える。

第一の時期は、敗戦後から1962（昭和37）年9月岐阜県民主同和促進協議会（民同協）が結成される前までの約17年間である。この時期は、部落解放全国委員会、部落解放同盟の岐阜県連合会が、その名称だけは保持していても、実は部落代表者会議にすぎず、組織としての実態が存在していなかった時代である。

第二の時期は、1962年の民同協の結成から1974（昭和49）年、民同協が解放同盟本部と訣別するまでの約12年の間である。この時期は、民同協という岐阜県独自の組織を中心に県内の活動を進める一方で、解放同盟本部には、民同協の幹部を岐阜県連として承認させ、全国的運動に参加していた時代である。

第三の時期は、1974年から今日にいたる約9年間である。この時期は、解放同盟本部に直結する解同岐阜県連が民間協を脱けた一部によって1974年9月14日に組織され、さらに1979（昭和54）年11月4日には全日本同和会が発足、解放運動団体が民同協と併せて三団体存在するようになった分裂の時期である。その一方で1975（昭和50）年に、民主主義と人権を守り正しい同和運動を進める岐阜県民連絡会議（同和岐阜県民会議）が、部落内外の県民によって結成され、国民融合の運動をすすめている時期である。

戦後の岐阜県における部落解放運動も、全国の運動と同じく、戦後民主運動の高揚の中ではじまった。戦後の部落解放運動に先ず立ちあがったのは、戦前からの解放運動家であった。郷里黒野村に帰郷して、北原治三郎と軍刀の鞘づくりの事業をしていた北原泰作は、事業の性格から敗戦を知ると、それをやめ解放運動再出発の準備にとりかかった²⁵⁾。

北原は、1945年12月の日本共産党の再建大会に徳田球一の要請を受け「被圧迫部落の解放問題につ

いて」という特別報告を行った。この前後に日本共産党に再入党して、岐阜地区の共産党组织の確立に参画した²⁶⁾。北原が共産党に入党したこと、岐阜県における民主運動の高まりの影響を受けて、県下の部落解放運動家もまた何人か共産党に入党して、部落解放運動だけでなく、民主運動に参加した²⁷⁾。

1946年の部落解放全国委員会の創立大会には、岐阜県の代表も参加し、北原泰作は中央委員会の常任中央委員に選出された。また中央委員に西田定雄が選ばれている²⁸⁾。翌1947の第2回大会では、中央委員に岩見定雄が選出された。岩見定雄は、武儀郡美濃町在住の部落解放運動家であった²⁹⁾。

1946年11月、北原は資本金195,000円（1948年に200万円に増資）で東海皮革株式会社を発足させている。東海皮革株式会社は結局は失敗に帰すが、単に事業の失敗だけでなく、地元岐阜では「北原は東海皮革で部落住民を食い物にした」という評判をとることになり、その後の岐阜における北原の活動と運動に少なからぬ影響を与えた³⁰⁾。しかし、北原は自己の事業欲、金もうけのために、東海皮革を起したのではない。1946年12月、東京で開かれた部落解放緊急全国大会の宣言が「部落民衆の完全なる解放とは単に制度上の差別を除くだけでなく、部落民を悲惨なる封建的、奴れい的生活状態から解放することでなければならない。それ故にわれわれは、明治維新以後の資本主義発展の過程において財閥資本に奪われた部落産業をわれわれに奪還し、都市と農村とを問わず部落民の産業を振興し近代的産業に再編成することによって、部落民衆に健康な文化的な生活を保障することこそ、解放運動の根本的任務である³¹⁾」と述べていることの実践であった。北原は、朝田善之助らと、1947年3月、皮革産業振興全国協議会を結成し、G H Qに大資本擁護の統制反対と原皮輸入の懇請の二件を陳情している³²⁾。東海皮革株式会社は、この部落産業振興の一貫として設立されたものであった。しかし北原の意図がどうであろうと、「大資本を中心とした統制経済のもとでは、数年にして閉鎖せざるをえない³³⁾」運命にあった。

こうして敗戦後、直ちに部落解放運動に身を投じた北原は、戦前と違って、その住居を岐阜に置き、岐阜県の運動を指導しつつ、全国的運動に参加した。北原は、1947（昭和22）年の衆議院選挙に岐阜一区から立候補した。新憲法下初の衆参両院の、この年の選挙には、戦前から解放運動をともにした多くの活動家が各地で立候補していた³⁴⁾。北原が、新時代を迎え自ら立候補を決意した心情は、東海皮革を起して部落住民の生活安定を願ったのと同じように、国政の場で部落問題の解決に尽そうとしたものとして、理解することができる。しかし、衆議院岐阜一区には、北原が属していた共産党からはすでに後藤ひさの立候補が決定していた。北原は、立候補の機会を将来に待つよう慰留されたが、それをけって立ち、党を除名される。そして選挙に敗れた³⁵⁾。

敗戦後の民主運動の高まりの中で共産党に馳せ参じた県下の部落解放家の多くは、その後、次第に党を離れていった。そのことが、岐阜県下の部落解放運動に重大な弱点をもたらしているように思われる。それは、部落の労働者・農民を運動の中心にした大衆的な部落解放運動団体の組織化が、今日まで誕生しなかったことにつながる弱点である。

こうして、戦後の岐阜県の部落解放運動ははじましたが、1962年の民同協結成まで、ついに全県を統一した解放運動組織は誕生しなかった。その間解放委員会、部落解放同盟は、岐阜県連合会が存在するものとみなし、その連絡所を岐阜市元浜町にあった北原宅としていた。また、北原は、解放同盟

と訣別するまで常任中央委員もしくは中央委員として活動した。北原とは別に中央委員に選出されたことのある岐阜県の活動家は、前出の人びとのほか鈴木菊三郎、高田龍雄であった³⁶⁾また、全国大会、婦人集会などの動員要請は、大会代議員が20名から30名、婦人集会が10名前後割当てられており、岐阜県は中央本部の要請によくこたえて代表の派遣を行なっていた³⁷⁾。

1949年1月25日、吉田内閣が松本治一郎委員長らの公職追放を行なったことに対する怒りと反対運動は、すぐ岐阜県でも起った。2月20日、大垣市北切石町の山田又七方で西濃地区の部落代表者会議が開かれた。ついで翌21日には、県下最大の部落である養老郡多芸村大境で松本委員長公職追放の真相演説会がもたれ、帰郷中の解放委員会北原書記長が、その不当性を訴えた。憤激した聴衆の中からは1万円、5千円と寄附をする者もあったが、とくに、財布の中にあった全額37円50銭を寄附した老人の心が、人びとの胸をうった。さらに、運動は東濃地区にも拡がり、部落代表者会議がもたれていった³⁸⁾。岐阜県下の松本追放反対闘争の頂点は、3月23日、岐阜市の美江寺公園で開かれた全官公、産別、在日朝連など県下民主団体との共闘、共同主催による「生活擁護岐阜県民大会」の開催であった。大会では、労働法規改悪反対、大衆課税撤廃とともに松本追放反対の決議が採択され、代表者は武藤知事にその陳情を行なった。参加者は、市中をデモ行進し、ムシロ旗に「松本氏の追放を即時取消せ」と大書して、市民に訴えた。この運動を指導したのは、北原のほか戦前からの解放運動家かつて大垣水神裏に住んでいた山田又七、若き共産党員の高田龍雄らであった。

松本追放反対闘争を指導していた北原は、1950（昭和25）年書記長を辞め、岐阜のローカル紙「東海民報」の設立に参画する。そこで北原は「働く国民の立場に立ち、しかも一党一派にかたよらず、つねに真実を報道し、自由と平和を愛し、進歩と正義の味方となり、民主的な社会と郷土のための言論機関としてその責任を忠実に果したいと思う⁴⁰⁾」と述べ、岐阜の地で民主統一戦線を作る努力をしていた。武藤・岩本の間で激しく闘われた知事選挙では岩本を支持し、1951年には全面講和懇談会の結成に参加した⁴¹⁾。知事選と全面講和運動には、北原とともに部落解放運動家も参加していた。この知事選に関して、北原は次のようなメモを残している。当時の岐阜県民の部落認識を表わすものとして興味深い。

「岐阜県で知事選挙に、保守派は武藤前知事を推し、革新勢力は前教育長の岩本晋一郎を支持して闘った。知事と教育長は教育予算で対立し、それが選挙戦に延長した。岩本派は終盤戦に好調となって、互角の争いとなった。あと十日で投票という頃、どこからともなく“岩本は部落民だ”“今様丑松だ”という宣伝が組織的になされた。農村では農協組の線を通じて、都会では“おでん屋”で“風呂屋”で——。首長を部落民から出すということは特に偏見に妨げられる。飛驒のような保守的な地方では郷土意識が強い。それよりも差別意識の方が強かった。かくて岩本は敗れ、地元の飛驒においてさえ、武藤の得票にまけた。」

1954（昭和29）年5月世間の耳目をひく人権闘争が起った。近江絹糸の大争議である。この争議は次のような闘争であった。「近江絹糸の労働者は、会社の前近代的な、労務管理に反対し、仏教の強制反対、結婚の自由をみとめよ、信書の開封反対、私物検査即時停止、外出の自由、残業手当の支給など二二項目の要求で、『紡績女工はもう泣かない』とたたかいにたちあがりました。彼女たちは、会社

の団交拒否にたいして無期限のストライキでたたかいました。『人権スト』と呼ばれるのは、賃金要求をふくまない異例の争議だったからですが、会社の前近代的な人権無視の実情が新聞に報道されたので、世間はすべて組合に味方し、社長に非難が集中したことから、会社はついに屈服し、一〇五日間のたたかいで全面的に要求をかちとり、ついでおこなわれた賃上げ要求も、十大紡なみの労働条件を獲得するという大勝利におわりました。⁴²⁾近江絹糸大垣工場は、労働者数も多く、またもっとも激しく闘われた工場の一つであり、争議の行方を左右するところであった。闘いが苦しく、暑い最中の7月、岐阜県の部落を代表して北原と鈴木菊三郎は激励に駆けつけた。同時に、県下各部落で資金カンパをすすめ、闘争の勝利のためにたたかった⁴³⁾。

近江絹糸人権闘争の勝利は、同様の条件で働いていた中小企業の労働者を励ましただけでなく、部落の人びとにも大きな影響を与えた。大垣では、人権闘争のスト破りにきた暴力団の中から「あの工場はヨツばかり集めてきてさせているのだ、社長の夏川もヨツだ⁴⁴⁾」といった悪罵に怒りが燃えあがっていった。また大垣市に対して、仕事の保障、安心して子どもを預けられる保育園の設置、部落の環境改善の要求がつきつけられた。この要求実現の闘いの中心になったのは婦人であった。彼女たちは大垣市の課長らを部落に招き、その実態を見せながら要求の実現を訴えた。このような運動を通して、「もうドブのなかのような生活はいやだ⁴⁵⁾」という叫びが県下の部落に拡がっていった。

これよりまえ、1955年の1月、垂井町表佐で、人を人とも思わぬ差別事件が起った。それを紹介した「解放新聞」は、つぎのように述べている⁴⁶⁾。

「事件は一月十一日に、消防団の班長いじょうの新年宴会があったとき、部落の杉江嘉七さんが、団長に酒をつぎにいった。そのとき『杉江君、酒がこぼれている。もったいないから早く吸え』とほかの者がこぼした酒を、杉江さんに吸えと、犬か猫のようにあつかった」というものであった。この知らせを受け、1月25日、県下の部落代表者会議が開かれた。そこで、(1)部落の諸要求とむすびつけ、垂井町政への闘いに発展させる、(2)全国市議会事件の一環として闘う、ことが確認された⁴⁷⁾。このようにして、岐阜県においても「差別行政反対闘争」は取り組まれていったのである。

差別事件の発生と行政闘争を展開するなかで、岐阜県の消極的な同和行政の姿勢が明らかになってきた。1960（昭和35）年、特別平衡交付税が県によってどのように使われているか調査したところ、対象部落が存在しない町村に補助金として交付されていた。また岐阜県の同和対策事業費100万円は、そっくりそのまま自治省からの交付金であって、県費支出は0であった。そこで部落代表者会議は、県の消極的な同和行政を改めることを求めるため、「部落解放の行政実施に関する請願書」を県議会に提出した。岐阜県議会はこの請願を全会一致で採択した。岐阜県について各市町村に対しても、同じような請願行動が行なわれ、県下の行政闘争は大きく盛りあがっていった⁴⁸⁾。

1961年6月4日、解放同盟は「部落問題を根本的に解決して部落民を差別と苦しみと悲惨な生活から完全に解放する国の政策をたて、速やかに実施せよ⁴⁹⁾」ということを要求する部落解放国策樹立請願の大運動を展開する。

岐阜県では、一万名署名を目標に運動は取り組まれた。また運動を部落住民のものだけにすることなく、県民運動とするための県評安保共闘会議との共闘もすすめられた⁴⁹⁾。福岡を出発した国策樹立大

行進隊が岐阜に入ったのは、10月6日であった。その時の岐阜県での模様を解放新聞はつぎのように伝えている⁵⁰⁾。

「十月六日午前八時五十分請願大行進は約百名の部落解放同盟、労組などの歓迎をうけて大垣市に到着、ただちに養老町大墳部落でデモ行進をおこなってバスで岐阜市黒野部落に到着した。部落の人たちの接待で昼食をすませたあと県庁前の部落解放要求貫徹県民大会（約四百人参加）にのぞんだ。このあと県交渉がおこなわれ、政府からの特別平こう交付金が正当な目的に使われていないことを激しく追及した。」

同和対策審議会の設置が決められ、その委員に北原泰作が選ばれたという新しい状況のもと国、県、市町村に対する運動が大きく盛りあがる中で、戦後岐阜県の解放運動の一期はおわる。

1962年9月13日、岐阜市の町村会館で、岐阜県民同和促進協議会の結成総会が開かれ、その会長に北原泰作が就任した。岐阜県で初の全県的部落解放団体、組織の結成である。この時から、岐阜県の解放運動は、岐阜県民主同和促進協議会（略称、民同協）を中心にして展開する。戦後岐阜県解放運動第二の時期のはじまりである。

注

- 14) 馬原鉄男「戦後部落の変化と部落解放運動」（『戦後部落解放運動の研究』部落問題研究所編、1979年刊所収）以下戦後部落解放運動史の全国の項については、特に注記をしないが、馬原氏の論文を主に参考にさせてもらいながら、必要なことがらに限定して、記述した。
- 15) 16) 「解放新聞」第1号、昭和22年4月1日。
- 17) 松本治一郎は、部落解放全国委員長だけでなく参議院初代副議長であり、また労農運動救援会（日本国民救援会の前身）の第2代委員長にも就いていた。当時の民主主義運動の主要な指導者であった。それだけに公職追放に対する怒りとショックは大きかった。
- 18) 19) 部落解放全国委員会第3回大会および第4回大会方針より。
- 20) 「『オールロマンス』事件とは、エロ・グロを売り物とする雑誌『オールロマンス』の51年10月号に、京都市職員の作者が市内の部落を舞台とする『特殊部落』という小説を掲載したことによる端を発し、これを悪質な差別小説として問題とした解放委員京都府連が、作者個人を処分することで問題の解決をはかろうとする市当局にたいして、『差別観念とは正に差別される実態の、すなわちその存在の反映にすぎない』という立場から、部落の悲惨で劣悪な状態に放置してきた京都市政そのものの責任を追及したものである。」（馬原「前掲論文」p40）
- 21) 馬原鉄男「前掲論文」p44。
- 22) 部落解放全国委員会第10回大会討議より、「解放新聞」第82号、1955年9月25日。
- 23) 馬原鉄男「前掲論文」p69～71。
- 24) 山本政夫氏は、北原泰作氏との対談で、昭和33年の勤評闘争、とくに和歌山県の勤評闘争で果した部落住民の運動に刺激を受けた自民党に、部落問題懇談会が設けられた経過を述べている。その延長線上に全日本同和会の結成があった。山本政夫、北原泰作対談「当事者が語る同和立法うらおもて」（『北原泰作著作集』第2巻、部落問題研究所、1982年刊、p182～221）。
- 25) 北原は、幾つかの事業を手がけたが、そのいずれも成功していない。唯一一つ、敗戦直前共同事業として軍刀の鞘づくりをしていたのが成功例である。軍刀の鞘製造の事業については、北原泰作氏本人および美津夫人より教示をえた。北原が志摩会議を準備したことは、馬原「前掲論文」参照。
- 26) 徳田球一の要請で特別報告をしたことは北原氏の教示による。日本共産党への参加は、日本共産党岐阜委員会編『岐阜県民のたたかいと県党のあゆみ』同編集委員会編、1974年刊、p79。
- 27) 『前掲書』p110および北原泰作氏の教示によるが、具体的氏名はほとんど不明である。
- 28) 「解放新聞」第1号、1947年4月1日刊、西田は、敗戦直後に岐阜市に移り住み、解放運動に参加したが、間もなく

消息をたったという。教示を岐阜県民主同和促進協議会長鈴木菊三郎氏からえた。

- 29) 美濃会館館長岩見光男氏の教示による。
- 30) 東海皮革にともなう北原に対する風評については、鈴木菊三郎氏らの教示による。
- 31) 「解放新聞」第1号、1947年4月1日。
- 32) 同上
- 33) 部落問題研究所編『部落の歴史と解放運動』同研究所、1971年刊（中西義雄執筆）、p385。
- 34) 衆議院に8名、参議院に16名が立候補した。松本治一郎、米田富、田中織之進、和島岩吉、野崎清二、中西郷市、山本利平らであった。
- 35) 北原除名は衆議院に立候補しただけでなく天皇制擁護論を行なったなどによると伝えられている。共産党としてはやむをえない措置であった。北原は、その後党と一線を画した立場から運動に参加するが、共産党に対する期待と信頼をいだきつづけながら、その生涯を閉じた。北原泰作合同葬後の「北原さんを偲ぶ会」席上の雪野発言（「国民融合通信」81号）が、そのことをよく示している。北原は、戦前の解放運動家にあって、自らの思想および組織と個人の関係について自己を厳しくみつめた一人であったと考えられる。戦前の転向について「戦後も一部の活動家を除いて自己批判はなく、曖昧にされたまま」の中にあって、『賤民の後裔』は、「素直に語られている数少ない自伝」（成沢栄寿『日本歴史と部落問題』p561. 566）自己批判の書になっている。また戦後の除名とそのごの共産党との関係について、自らの非は非として素直に反省していたということを、元全解連副委員長故三木一平氏から聞いたことがある。
- 36) 二人は北原が書記長であった1949年の第3回大会で揃って中央委員に選出されている。（「解放新聞」第18号、昭和24年6月15日），鈴木は戦後間もなく北原を知ってから、北原が亡くなるまで、ずっとその活動を岐阜で支えてきた。また民同協の会長、同和岐阜県民会議の代表世話人として今日岐阜県活動家の中心になっている。高田龍雄は、北原の甥にあたるが、のち北原と訣れた。
- 37) 一々例示はしないが「解放新聞」各大会関係記事による。
- 38) 「解放新聞」第15号、昭和24年3月1日。
- 39) 「同上」第16号、昭和24年4月1日。
- 40) 「東海民報」創刊号、1950年11月10日。
- 41) 「解放新聞」No.30、1951年4月15日。
- 42) 労働者教育協会編『日本労働者のあゆみ』学習の友社刊、1974、p182。
- 43) 「解放新聞」69号、1954年7月15日。
- 44) 45) 「同上」77号、1955年3月10日。
- 46) 47) 「同上」76号、1955年2月25日。
- 48) 「同上」第183号、1960年12月25日。
- 49) 「同上」第201号、1961年7月25日。
- 50) 「同上」第210号、1961年10月25日。

（1983. 10. 31. 受理）